

■ 旭川市市民憲章 <昭和35年9月20日制定>

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

1. 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
1. 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
1. 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

[市民憲章の動機]

戦後世相の混乱と人心の荒廃は、とかく個人の生命、財産、自由を無視するような社会問題を引き起こし、明るく住みよいまちの実現にはきわめて程遠い状態でした。こんな時、旭川市民が新しい時代にふさわしい感覚と教養を身につけた情操豊かな文化人として、平和な市民生活を樹立するため、市民の道しるべとして、市民の拠るべき規範を定めることの必要から市民憲章というようなものを制定しようという気運が市民の間から生まれ、その後各種機関の審議が重ねられて制定されるに至りました。

(出典)旭川市市民憲章制定50周年記念誌

■都市宣言

○安全都市宣言

宣言 昭和37年2月27日

産業、経済、文化の著しい発展と向上のかけに発生している産業災害、交通事故、火災等の各種災害は年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状は決してゆるがせにできないところである。

これら数多くの悲惨な災害、事故を絶滅するためわが旭川市は当市における安全組織の総力を結集し、全市民の協力一致のもとに安全運動を強力に推進し、災害のない明るい都市の建設にまいしんするため、旭川市を「安全都市」とする。

○平和都市宣言

宣言 昭和58年5月3日

平和を希求することは、人類共通の願いであり、常に求め続けていかなければならない。人間が傷つけ合い、生命を奪う暴力や争いが絶えることなく続いている。

わが国の非核三原則の堅持はもとより、核兵器の廃絶と戦争の根絶を強く願うとともに、平和な市民生活を脅かす一切の暴力を排除することを、今こそ、市民一人一人の誓いとすべきである。

ここに、旭川市は平和を願い、幸せな市民生活を守る決意を表明して平和都市を宣言する。

○健康都市宣言

宣言 平成2年10月10日

わたくしたちのまち旭川市は、北国の厳しい風土の中で先人のたくましい精神と不断の努力によって、北北海道の拠点都市として発展してきた。

いま、新たな2世紀へ向けて、活力ある躍動都市の実現をめざすとき、健康な大地に健康な人々の営みが大切である。そのため、本年を健康元年と位置付け、恵まれた自然との共生を図りながら、人々の幸せの源である「健康」をまちづくりの基本とするものである。旭川市は、すべての市民が健やかに生活することを願い、市民の英知を集めて諸施策の充実を図り、決意をこめて、ここに「健康都市」を宣言する。

○長寿都市宣言

宣言 平成10年3月30日

健康に恵まれ、いきいきとした生活を送り、生涯を全うすることができる人生はすべての市民の願いである。

わが国は、世界有数の長寿国となったが、社会経済や生活様式が変動する時代にあっても、市民それぞれが社会における役割を担い、高齢者も積極的に社会参加しながら、心豊かに、生きがいのある生活を送ることができるまちづくりが大切である。

今日の旭川を築き上げてこられた高齢者がまちづくりの先達として尊敬され、健やかで安心して生活できる社会をめざし、旭川市は、ここに「長寿都市」を宣言する。